

令和4年9月9日

香芝市新型コロナウイルス感染症対策本部
TEL：0745-44-3305（市役所 危機管理課）

新型コロナウイルス感染症の対応について

令和4年9月9日、午前9時30分から対策本部会議を開催し、下記のとおり協議しました。

記

1. 自宅療養期間の見直し等について

○令和4年9月7日付けで厚生労働省から事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」が発出された。

①自宅療養期間を短縮（入院者については変更なし）

【有症状】

・「発症日から7日間経過＋症状軽快後24時間経過」で8日目から解除

【無症状】

・「検体採取日から7日間経過」で8日目から解除（現状のまま）

・上記に加え「5日目に検査キットで陰性を確認」で、6日目から解除

・学校における療養期間についても同様に対応していく。

②療養期間中の外出自粛を緩和

今後、「症状軽快から24時間経過した有症状者」若しくは「無症状者」は、食料品等の買い出しなど必要最低限の外出が可能